

みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）開催要綱

1 趣旨

広く県民に対して優れた芸術文化鑑賞と活動成果発表の機会を拡充するとともに、芸術文化活動を総合的に結びつけることにより、宮城らしい創造的な芸術文化圏の創出を目的として、みやぎ県民文化創造の祭典（以下「文化創造の祭典」という。）を開催する。

2 主催

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会

（宮城県、宮城県教育委員会、公益社団法人宮城県芸術協会、宮城県文化協会連絡協議会、宮城県市長会、宮城県町村会、公益財団法人宮城県文化振興財団）

3 事業内容

文化創造の祭典の事業は、主催者が実施する主催事業及び主催者以外の者が実施する共催事業及び協賛事業とする。

（1）主催事業は、原則として開催地市町村等と共催で実施するものとする。

（2）共催事業は、次のとおりとする。

開催期間中に、県及びその関係機関等が行う文化創造の祭典の趣旨に沿った事業で、別に定める「みやぎ県民文化創造の祭典共催事業取扱要綱」により承認を受けたもの。

（3）協賛事業は、次のとおりとする。

開催期間中に、芸術文化団体、市町村及び企業等が行う文化創造の祭典の趣旨に沿った事業で、別に定める「みやぎ県民文化創造の祭典協賛事業取扱要綱」により承認を受けたもの。

4 開催期間

原則として9月から11月にかけて開催する。

5 開催地

（1）県内全域を対象として事業を展開する。

（2）年度毎に「重点地域」を設定し、主催事業等を重点的に開催する。

6 経費

文化創造の祭典の主催事業開催経費については、宮城県及び市町村からの負担金、入場料収入等をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成9年4月30日から施行する。

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

この要綱は、平成19年5月22日から施行する。